生産者の皆様へ

米トレーサビリティー法とは

カビ米などの問題が発生した際に、流通ルートを速やかに特定できるように、

- 1. 『米穀等の取引等の記録を作成・保存すること』(H22.10.1~)
- 2. 『産地情報を取引先や消費者に促進すること』(H23.7.1~) が義務付けられました。

法律の対象となる品目は次のものです

米穀(もみ、玄米、精米、砕米)、米粉等の中間原材料、米菓生地、 米飯類、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

生産者の皆様がしなければならないこと

1. 出荷伝票を作成し、3年間保存してください 単成22年10月から 始まっています。

出荷伝票に記載する項目

- ① 品名(通常用いている名称)
- ② 産地(「国産」、「〇〇県産」等)
- ③ 数量
- ④ 年月日(搬出入した日) (困難な場合は、受注日等)
- ⑤ 搬出入した場所 (その場所が特定できる名称及び所在地
- ⑥ 取引先名(取引先の氏名又は名称)
- (7) 用途 (用途限定米穀は、その用途)

	〈出荷伝票の例〉									
				- +			4 納品	日 平成	年 月 日	
		岐阜県□ (株) ○○	岐阜市〇〇4-4	納品書	(控	(
	毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。									
			商品名	•	数量		単価	金額	用途限定	
		国産	コシヒカリ(10kg)			5	3,000	15,000		
	2	国産	コシヒカリ(5kg)	(1)	3	5	2,000	10,000		
)	国産	加工用米(100kg)			1	1,000	1,000	加 7	
;)				計		11		16,000		
				消費税				800		
				合計				16,800		
		\odot	搬出場所 岐阜市○○2-2	l HH7 🖳	支阜県岐阜市 支阜 太郎	5				

※「取引等の記録の作成・保存の義務」は、取引に使用した伝票を保存することで、義務を果たしたことになります。

※記録は、対象品目を取引、事業所間移動、廃棄を行った場合に、作成、保存しなければなりません。

※記録は、伝票以外でもかまいません。他の記録の作成方法については、「お問い合わせ先」へご連絡ください。

生産者の皆様がしなければならないこと

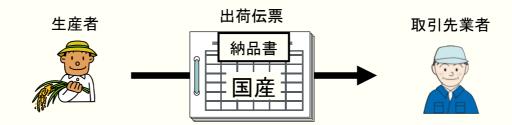
2. 相手方に産地を伝達してください

平成23年7月から始まります。

「取引先業者」に産地を伝達する方法

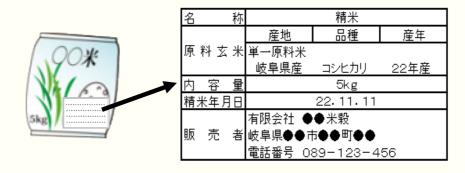
方法① 出荷伝票に産地を記載する。

※伝票以外に、納品書、規格書等でもかまいません。



方法② 商品の包装に産地を記載する。

※米穀、米粉等の中間原材料、米菓生地、米こうじは、方法①により、産地を伝達しなければ なりません。(一般消費者への産地伝達は除く。)



「一般消費者」に産地を伝達する方法

上記の方法②と同じ方法、または、店内に産地を掲示する。

※店入口の立て看板、店内配布チラシでも可

当店で販売している お米は、〇〇産です。

違反した場合は、罰せられることがあります。 不明な点は以下へお問い合せください。

お問い合わせ先 岐阜県健康福祉部

〇〇保健所

生活衛生課

TEL:058-272-8284

生活衛生担当

TEL:058-

米トレーサビリティ法

